

広島大学医学部保健学科後援会会則

(総 則)

- 第 1 条 本会は、広島大学医学部保健学科後援会と称する。
- 第 2 条 本会は、広島大学医学部保健学科（以下「保健学科」という）における保健学教育を助成し、その向上発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会の事務局は、広島大学医学部におく。

(事 業)

- 第 4 条 本会は、第 2 条の目的達成のため次の事業を行う。
- (1) 保健学科における教育活動の援助
 - (2) 保健学科学生に対する福利増進の援助
 - (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 則)

- 第 5 条 本会は、次の会員をもって組織する。
- (1) 保護者会員 保健学科学生の保護者
 - (2) 賛助会員 本会の主旨に賛同するもの
- 第 6 条 会員は、次の会費を納入するものとする。なお、既納の会費は返還しないものとする。
- (1) 保護者会員 入会金 10,000 円, 会費（4 年額） 20,000 円
 - (2) 賛助会員 会費（年額） 5,000 円

(役 員)

- 第 7 条
 - (1) 役員 会長 1 名、副会長 1 名、理事 7 名（うち学内理事 3 名）、監事 2 名
 - (2) 顧問 若干名（うち学内顧問 1 名）をおくことができる。

第 7 条の 2 本会に名誉会長をおくことができる。

第 8 条 会長は、総会において選出する。

第 9 条 役員および顧問は、会長が委嘱する。

- 第 10 条
 1. 役員任期は、1 年とし、重任を妨げない。
 2. 役員は、任期満了後も次期役員が決定するまでは、その任にとどまるものとする。
 3. 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 11 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 理事 会長の命により会務を処理する。
- (4) 監事 本会の会計を監査する。
- (5) 顧問 会長の諮問に応じ意見を開陳する。

(会 議)

第 12 条 本会は次の会議を行う。

- (1) 通常総会
- (2) 理事会
- (3) 臨時総会

第 12 条の 2 会長は会議の議長となる。

第 12 条の 3 会議は構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立とみなす。

第 13 条 通常総会は、毎年 1 回開催し、本会の運営および会計に関する重要事項を審議する。

第 14 条 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

第 15 条 臨時総会は、会長が必要と認めた場合または会員の 3 分の 1 以上の要請があった場合これを招集する。

(会 計)

第 16 条 本会の経費は、会費および寄付金をもってあてる。

第 17 条 本会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

(会則の改正)

第 18 条 本会会則の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要するものとする。

(附 則)

1.初年度においては発起人会を総会とする。

2.この会則は平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

3.本会則は平成 1 8 年 6 月 3 日にその一部を変更する。